

平成29年1月第8回亙理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成29年1月25日第8回亙理町議会臨時会は、亙理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応 招 議 員（17名）

1 番	鈴 木 高 行	2 番	渡 邊 重 益
3 番	小 野 一 雄	4 番	佐 藤 邦 彦
5 番	小 野 典 子	6 番	高 野 進
7 番	安 藤 美重子	8 番	渡 邊 健 一
9 番	高 野 孝 一	10番	佐 藤 正 司
12番	大 槻 和 弘	13番	百 井 いと子
14番	鈴 木 邦 昭	15番	木 村 満
16番	熊 田 芳 子	17番	佐 藤 ア ヤ
18番	佐 藤 實		

○ 不 応 招 議 員（0名）

○ 出 席 議 員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

		副 町 長	
町 長	齋 藤 貞	企画財政課長	三戸部 貞 雄
		事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課	関 本 博 之
		財政班長	
企画財政課	宍 戸 和 博	企画財政課	南 部 浩 秀
企画班長		復興管理班長	
用地対策	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
課 長			
町民生活	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
課 長			
被災者支援	吉 田 美 和 子	健康推進	岡 元 比 呂 美
課 長		課 長	
農林水産	齋 藤 幸 夫	商工観光	齋 義 弘
課 長		課 長	
都市建設	佐々木 人 見	復興まちづくり	袴 田 英 美
課 長		課 長	
上下水道	川 村 裕 幸	会計管理者	牛 坂 昌 浩
課 長		兼会計課長	
教育次長	鈴 木 邦 彦	生涯学習	佐 藤 和 江
兼学務課長		課 長	
農業委員会	菊 地 和 彦	選挙管理委員会	阿 部 清 茂
事務局長		書記長	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壯 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

日程第 3 提出議案の説明

日程第 4 陳情第5号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見
書採択を求める陳情

日程第 5 議案第1号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第2号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例

日程第 7 議案第3号 工事請負契約の締結について（平成27年度鳥の海公
園敷地造成（その2）工事（繰越））

日程第 8 議案第4号 工事請負契約の締結について（平成28年度（復交）
荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事）

日程第 9 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復
交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）

日程第10 議案第6号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第7号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第
3号）

日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第13 議案第2号 宮城県の子どもの医療費助成制度拡充を求める意見書

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） これより平成29年1月第8回亶理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、1番 鈴木高行議員、2番 渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、さきに委員会に付託しておりました陳情審査について、教育福祉常任委員会から審査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第3、町長提出議案についてであります。町長から、条例案2件、補正予算案2件、工事請負契約外4件、合計8件の議案が提出されております。

第4、議員提出議案についてであります。意見書案1件を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 本日、第8回亶理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案7件及び承認1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第1号「亶理町課設置条例の一部を改正する条例」につきましては、第5次亶理町総合発展計画に基づく行政運営の改革推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、さらには震災復興事業の進捗に伴う被災3課の状況等を勘案し、現在の行政組織の見直しを図るべく条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例」につきましては、わたり温泉鳥の海の管理運営を指定管理者に行わせるため、条例を全部改正するものであります。

議案第3号「工事請負契約の締結について（平成27年度鳥の海公園敷地造成（その2）工事（繰越）」につきましては、被災した陸上競技場及び野球場の災害復旧に伴う造成工事になりますが、去る1月6日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「工事請負契約の締結について（平成28年度（復交）荒浜漁港フィッシュアリーナ復旧工事）」につきましても、被災した施設の復旧工事になりますが、去る1月6日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第5号「工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）」につきましては、本工事と同じ区域で進めております圃場整備事業との調整の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第6号「平成28年度亘理町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,940万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億9,853万4,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

7款商工費につきましては、観光振興費において、わたり温泉鳥の海特別会計への繰入金として8,259万8,000円を追加補正するものであります。

10款教育費につきましては、現在鳥の海公園陸上競技場を災害復旧事業で整備中ではありますが、この陸上競技場内サッカー場を公益財団法人日本サッカー協会等の助成金を活用し、人工芝グラウンドとして整備を進めていく予定としておりましたが、周辺の復興事業などとの調整により、当初の計画よりもおくれ今年度内の工事が見込めなくなったため2カ年で事業を実施するものとし、平成29年度の債務負担行為設定及び工事請負費1億200万円を減額補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

19款諸収入につきましては、歳出で説明したとおり、鳥の海公園陸上競技場内サッカー場整備事業費の減額に伴い、公益財団法人日本サッカー協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金を合わせ8,300万円を減額補正するものであります。

17款繰入金につきましては、わたり温泉鳥の海特別会計において実施する観光施設整備事業の財源として、観光施設整備基金からの繰入金6,951万6,000円を追加補正するとともに、今回の補正の調整財源として、財政調整基金繰入金から591万8,000円を減額補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、逢隈児童館管理運営業務委託について、平成31年度までの3カ年で事業を実施する必要があることから、平成29年度から平成31年度における限度額を設定するとともに、鳥の海公園陸上競技場内サッカー場整備事業については、歳出で説明したとおり、平成29年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成29年度における限度額を設定するものであります。

議案第7号「平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,919万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,205万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、わたり温泉島の海運営費において、消耗品費や燃料光熱水費などに不足が生じる見込みであることから、関係経費を合わせ268万7,000円を追加補正するほか、わたり温泉島の海管理費につきましては、本町の観光交流拠点施設であるわたり温泉島の海の管理運営を指定管理者へ委託するに当たり、施設の改修工事や機械等の修理、さらにWi-Fi設備やグランピングエリアの設置工事等が必要になったため、わたり温泉島の海管理費において修繕料及び工事請負費を合わせ1,578万2,000円を追加補正するとともに、沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業費として施設改修に伴う実施設計業務委託料や工事請負費など関係費用を合わせ1億5,772万2,000円を追加補正するものであります。また、1件300万円の寄附申し込みがあったことから、この寄附金をわたり温泉島の海運営基金に積み立てるものであります。

歳入につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、寄附金においてアサヒグループホールディングス株式会社様から、わたり温泉島の海運営への支援金として300万円の寄附申し込みがあったことから、同額を追加補正するものであります。なお、アサヒグループホールディングス株式会社様におかれましては、今回で5年続けて寄附を頂戴することになり、たび重なる支援に対しまして衷心より御礼申し上げる次第であります。

また、一般会計からの繰入金として8,259万8,000円を追加補正するほか、わたり温泉島の海の施設改修等に対する県からの沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金といたしまして、9,359万3,000円を追加補正するものであります。

最後に、第2表繰越明許費についてであります。歳出で説明いたしましたわたり温泉島の海の施設改修などに係る3つの事業について年度内に完了することが難しいため、総額1億7,350万4,000円を平成29年度に繰り越すための限度額の設定を行うものであります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)」につきましては、人事院勧告による地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行ったものでありますが、議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上、提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げ、提出議案等の説明といたしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 陳情第5号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する
意見書採択を求める陳情

議長（佐藤 實君） 日程第4、陳情第5号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、教育福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 高野 進 君 登壇〕

教育福祉常任委員長（高野 進君） 教育福祉常任委員会からご報告いたします。

報告書は皆さんの手元にある文書を読み上げての報告といたします。

平成29年1月11日

亘理町議会

議長 佐藤 實殿

教育福祉常任委員会

委員長 高野 進

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受理番号、受理年月日 第5号 平成28年8月29日

付託年月日 平成28年12月2日

件名 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書

審査結果 採択すべきもの

委員会の意見 別紙のとおり

後ほど読み上げます。

【委員会の意見】

平成28年12月2日開催の定例会において本委員会に付託されました宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書については、平成28年12月5日に子ども医療費の担当課である健康推進課から亘理町及び県内市町村における現状について説明を求め、質疑、審査を行いました。さらに、「願意が妥当であり、実現の可能性はあるか」「町の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」を主眼として審査を行った結果、宮城県の乳幼児医療費助成制度では、入通院の助成年齢を就学前までとしていることに対し、県内市町村の乳幼児、または子ども医療費助成制度の状況は自治体間で制度が異なりますが、35市町村のうち17市町では入通院とも15歳年度末まで、さらに15市町村で入通院とも18歳年度末まで対象年齢の引き上げを行っております。

また、所得制限については緩和や撤廃を実施している市町村がほとんどであり、県の助成対象年齢が引き上がっても、所得制限で非該当になる住民がふえるだけで、市町村の財政負担は軽減されません。

平成27年度から新しい子ども・子育て支援制度がスタートし、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子育てしやすく働きやすい社会の実現を目指すに当たり、市町村の財政負担を軽減するためにも乳幼児医療費助成制度の助成年齢を中学3年生まで拡充及び所得制限の緩和、または撤廃を求めることは妥当であり、また実現されるべきものと考えます。

よって、本委員会は「採択すべきもの」と決しました。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第5号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情の件を採決いたします。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、陳情第5号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情の件は、採択することに決定しました。

日程第5 議案第1号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第1号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） では、議案第1号につきましてご説明を申し上げますので、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例。

亶理町課設置条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、平成28年度からの第5次亶理町総合発展計画に基づく町政運営の改革、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、そして復興事業等の進捗状況から現在の行政組織の見直しを図るために、条例の一部を改正するものであります。

では、新旧対照表によりまして説明申し上げますので、新旧対照表をご準備願いたいと思います。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。

第2条の課の設置につきましては、現在町長事務部局には13の課があるわけでありまして、それを12課に改正するものであります。用地対策課、被災者支

援課、復興まちづくり課を廃止しまして、新たに子ども未来課と施設管理課を設置するものでございます。

次に、第3条でありますけれども、2ページをお開き願いたいと思います。第3条には各課の主な事務分掌の改正を載せておるわけでありますけれども、この主なものについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、最初4ページの上段でありますけれども、福祉課の号に被災者支援課の業務を引き継ぎまして、5号として被災者支援に関することを追加するものであります。その下の子ども未来課につきましては、児童福祉、子育て支援対策の充実に図るべく、福祉課子ども家庭班を分離しまして新たに課として設置するものでございます。

その下の健康推進課の項でありますけれども、手続の利便と業務の効率から、町民生活課の国民年金に関する事項を健康推進課に移管するものでございます。

次は5ページになりますけれども、施設管理課を新設しまして用地対策課の業務を引き継ぐなど、1号では道路、公園等の占用に関することから、5号地籍管理に関するところまでの事務分掌を定めておるところであります。

条例では、大きなくくりでの分掌事務を定めたわけでありますけれども、今後条例改正可決後に、先般の全員協議会でご説明申し上げたとおり、各課各班の分掌事務につきましては、行政組織の規則等の改正を行う予定でございます。

では、議案書4ページに戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議方お願い申し上げたいと思います。終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 仕事のあり方については、課のあり方は時代とともに変化するというのは私も理解はできます。まさしく説明のとおりであると思います。企画財政課の設置につきましてお伺いいたしたいと思います。企画財政課のこれまでの設置につきましては、行政改革の一環として財政部門と企画部門が合併して今日まで来ていると。この案では、企画班、復興管理班、新庁舎建設準備班は予算を必要とする事業を実施します。かたや財務班は事業予算についての審査、査定を行

う事務を行うことになるわけです。予算提案と査定を行う責任者が同一人物であるということについての客観性、透明性、公平性についてどのように議論なされたか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） ご質問の企画財政課につきましては、おっしゃるとおり現在財務班、企画班、復興管理班、新庁舎建設準備班でもって構成されておりますけれども、当然ながら今回の見直しを検討する上で分離する考えの意見も数多くございました。しかしながら、震災復興計画に基づく復旧・復興事業の完遂、またこれから新庁舎建設完成までの今後3年から4年間につきましては、企画と財政が一体となり連携して取り組むべき重要な期間であるというふうなことで判断しまして、企画財政課の分離につきましては、今回の機構の見直しでは実施を見送っており、継続してこの問題につきましては検討していくというふうなことでまとまっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 確かに今後、発展期に向けて重要な期間というのは私も理解いたしますが、昨年の10月に残念なことに官製談合事件が発生してしまいました。裁判において吉田課長は次のとおり申し立てしております。

朗読しますけれども、要約です。「3業者からの入札のやり直しを強く懇願され、拒否したものの工事が遅延し、亘理町全体の震災復興工事を心配し、やむを得ず了承してしまったと。特定の工事共同体に落札させることを目的としたわけではない」というふうに申し立てを行っております。これは入札等について法律のもと、厳正に執行すべき責任者が復旧・復興についての総合調整の業務をあわせ持っていたというふうなことで、大きな予断、判断ミスを行ってしまったというふうなことではないかと思えます。現実にはこのような事件が発生したわけであり、企画業務と財政業務の間の責任者が同一であったことが事件の要因としては、私は否定できないと思えます。

このため、財政の独立性というのが大変重要だと私は思うのですが、このことを今後のいましめとしてどのように生かしていくのか、この件についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） その件につきましては、議員のおっしゃるとおりでございまして、先ほど担当のほうからお話ししたとおり、内部でも大分議論はいたしました。また、私の考え方としましても企画、それからチェックの機能は分離するという考え方も当然あるわけでございますけれども、先ほど担当言いましたように、今現在災害復旧事業も渦中にあるわけですから、この件については、今回については見送ろうということで決断させていただきました。

ただ、先ほど担当が言いましたように、今後ともこの件については、今回のことも踏まえた中で検討していきたいと。このことを申し添えておきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） では、3点質問させていただきます。まず今回の改正における主眼というものをどこに置いたのかという点、そしてその主眼に置いた目的が具体化されている点、そしてあとは行政改革大綱との関連性、この3点についてお願いします。

議 長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） ただいま木村議員の質問が3点ほどございましたが、順次回答していきたいと思っております。

先ほど提案理由の説明を町長も行いましたが、まず震災後の平成24年度から設置しております復興被災3課、復興まちづくり課、用地対策課、被災者支援課の現在の事務事業の状況を勘案し、また町長の説明にもございましたけれども、第5次互理町総合発展計画、さらにまち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの基本目標、産業観光振興、交流人口の拡大、子育て支援、これら3つの目標を軸にそれらを優先的、または重点的に取り組むべき組織の見直しを行っております。

具体的に申し上げますと、ただいま説明いたしました産業観光振興、交流人口の拡大を加速させるべく、現在商工観光課につきましては、商工観光班1班体制で事務事業を行っておりますけれども、見直し後は商工労働班、または観光推進班2班体制で編成をし、加速させると考えております。

また、現福祉課の子ども家庭班を1つの課、子ども未来課として独立設置しまして、基本目標に掲げております子育て支援を中心に、若い世代の方々が定住、結婚から出産、子育てまでの安心してできる体制の整備を図るというふうなことで整備するものでございます。

行政改革大綱につきましては、現在第4次行政改革大綱を継承して実施しております。先ほども佐藤議員のほうに回答したとおり、まず震災復興計画に基づく新庁舎への移行時期というのが大体31年、32年、33年で推移してくるものと考えております。また、その時期に関しましては今現在策定しております第5次総合発展計画の後期計画の見直し時期とちょうど重なる時期でございますので、その時期に合わせるような形で第5次となります行政改革大綱を策定しまして、その状況に応じた効率的な行財政運営を実現すべく、策定を考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この区分けの中で都市建設課、施設管理課というのは2つに分かれたようだけれども、以前にも施設管理課という課はあったんですね。そして、施設管理課の範疇は維持管理部門で、つくる部門が都市建設課というような形に分けられている。そうすると、施設管理課の業務というのは、ウエートの的に言ってそんなに大きいウエートはないと感じるんですね。この1番から5番までの中身を見るとね。例えば、今度のわたり温泉島の海の維持管理はどこでやるんですか。一般行政財産ですけれども。施設管理課ですか、商工観光課ですか、わかりませんよ。施設管理課の仕事の中に入っているのか何かもわからない。大きな建物なんですけれどもね。あと、公園の管理については、以前は生涯学習課のほうで答弁していたりね。都市公園であっても普通公園、街区公園、児童遊園でも。その辺の分け方、今度は公園になれば生涯学習課は関知しないで施設管理課のほうで管理するのか。その辺の仕分けというのはどのようになっているのか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 施設管理課につきましては、詳しく申し上げますと、まず今現在の用地対策課の業務と、新たに施設管理課の中に設置する管理班につきましては、災害公営住宅を含んだ公営住宅の管理、また防災公園を含んだ公園の管理というようなことで、今回の震災復興計画に基づく事業で増加した部分、公営住宅、あるいは公園なんかの管理も含めて施設管理課の中で実施するものというふうなことで整備をしております。また、有料公園につきましては、生涯学習課のまま管理、運営をしていくというふうな内容となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 管理の仕分け、有料公園、防災公園、都市公園、児童遊園、全部町の管理の公園だと。その仕分けが町民からすればどこに行ったら借りられるのと。どこに行ったら自由に使えるのと。長瀬小学校跡地運動場は使用料とりますと。どこに行ったら使えるんですか、これは。もう惑わすような管理の仕方、ちょっとしたトラブルが発生したり。ダブってしまったたり、料金とったり、とらなかったり。クレームが来たり。そういうときはどこに行ったらいいのかと。そういう面で整合性がとれていないという気もするし、公園法も変われば、都市公園だって今度民間施設ができて営業もできるようになるんですね。そういう管理にもなってくるので、やっぱりきちんとした管理体制というのは確立させておくべきだと思います。今度の新しくできた鳥の海公園だって、都市公園の中に営業できる施設がつくられるんですね、許可すれば。そういうものをよく見てやるべきだし、わたり温泉鳥の海の施設はどこで管理するのか。そういうふうにはばらばらな考え方でなくて、一時が万事きちっとした整合性のとれた管理の体制をとっていくということは、必要でないかと思うんだけど。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 質問のございましたわたり温泉鳥の海の施設に関しましては、従来どおり行政財産というふうなことで区分しておりますので、商工観光課のほうで管理するということになっております。ただ、公園に関しまして、おっしゃるとおり利便性、利用する方がどこの課に行けばいいのかということで、職員間でもかなり検討させていただいた結果、有料公園と無料の誰でも利用できる公園とで分けて管理をしたほうが利用者側からすればより利便性が高まるのではなかろうかというふうなことで、今回このような組織の見直しを行っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 答弁で有料公園と無料の公園と言っているけれども、亘理公園が都市公園だと。都市公園の中には野球場は有料だと。そのほかの芝生広場とかいろんな広場は無料で自然に入られる。同じ条例の中で都市公園と決めているが管理が違う。有料の野球場、無料の広場ということになっているでしょう。そういうばらばらな考えがある。だから、公園そのものの管理、きれいな公園として管理

するのも手薄になってくる。芝刈りとか除草とかは都市建設課から頼むと。料金は生涯学習課でとっている。そういう管理方法をやっているということは、ちょっとバランスが悪いといったことを私は言っているんですね。鳥の海公園だって都市公園、中町東も街区公園、中泉も街区公園、あれも都市公園。都市公園に分けるのか、普通の何も規制のない公園に分けるのか、有料とか無料とかという問題じゃない。都市公園なら都市公園できちっと管理する。一般公園なら一般公園で管理する。防災は防災で管理すると。そういう縦の分け方をしないと、中にいろいろなものが入ってくると、料金制から始まって。そういうところはもう1回整理したほうがいいと思うんですけれどもね。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） まずこの改革見直し案で、実際に事務事業を行いまして、その辺で柔軟に対応を図って、随時見直しを行っていききたいというふうなことで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今震災が終わりまして、5年、6年というふうな月がたっているわけですがけれども、私は震災を考えた場合に、当時の震災というのは土木職含めて技術職、そういったものが非常に大変苦勞なさったのではないかなというふうに思うんですよ。上下水道含め技術職というものは今後とも必要であって、技術の継承というのも非常に大切だというふうに思うんですよ。そういった観点からすると、この機構改革の中に、そういったことが込められているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それぞれの業務の中で技術職について必要な部分については、当然技術職の配置は考えておりますし、現在では技術職の不足ということで震災の復旧・復興事業の関係なんですけれども、それで他の自治体からも派遣をいただいているということでございます。具体的にどこの課に今何人というまでは数は決めていませんけれども、その事業の事務分掌の中での必要な技術者については、技術職を充てるということになってきます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） もう一つ聞いたのは、技術の継承の問題を聞いたわけであって、今後とも技術の継承ということだけは頭に入れて事業運営というのをやっていたきたいというふうに思います。答えは結構ですけれども。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 亘理町課設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亘理町課設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第2号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第2号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例をご説明申し上げます。5ページのほうをお開きください。

わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の全部を改正する。

第1条といたしまして、設置、本町の観光拠点施設として地場産業の振興、地域の活性化を図り、あわせて自然と温泉を活用した住民の健康づくりと福祉の増進に資するため、わたり温泉島の海を設置する。

第2条につきましては、名称及び位置でございます。これにつきましては、これまで同様、わたり温泉島の海でございます。

第3条指定管理者による管理、町長は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にわたり温泉の管理を行わせるものとする。

第4条につきましては、指定管理者の指定の手續等でございます。手續等については亙理町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例の定めるところによる。

第5条指定管理者が行う業務、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとするということで、第1号わたり温泉の利用に関する事、第2号わたり温泉の維持及び管理に関する事、第3号その他町長が定める事。

第6条、休館日及び利用時間、わたり温泉の休館日及び利用時間につきましては、規則で定める。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは変更することができる。

第7条、利用の許可、わたり温泉を利用しようとする者はあらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。第2項、前項の許可を受けた者が当該許可に係る内容の変更または取り消しをしようとするときも、同項と同様とするというものでございます。第3項につきましては、指定管理者が許可に条件を付すことができるというものでございます。

第8条、利用の制限、指定管理者はわたり温泉を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。1号から3号立てでございます。こちらに書いてある内容に該当するものは、利用を許可しないというものでございます。

第9条、許可の取消し等、こちらにつきましては指定管理者は次の各号のいずれかに該当するときは許可を取り消し、もしくは利用を中止させ、または利用条件を変更することができるということで、4号立てでこちらの各号に該当する場合は取り消し等ができるというものでございます。

第10条、利用料金、利用者はわたり温泉の利用に係る料金を指定管理者に納付しなければならない。第2項、利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。第3項、指定管理者は必要があると認められる場合、または規則で定める場合は利用料金の全部または一部を免除することができる。第4項、町長は利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条につきましては、損害賠償の内容を記載しております。

次のページでございます。第12条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

続いて、9ページ目の別表でございます。先ほどの利用料金の第10条関係ですね。こちらに宿泊料金、入浴料金、会議研修室等の利用料金をそれぞれ定めております。この料金につきましては、先日の全員協議会でもご説明申し上げましたけれども、条例上の限度額ということでこちらに載せております。あとは指定管理者がこの料金の範囲内で定めることができるというふうに条例上しております。

8ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は平成29年4月1日から施行する。第2項、亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表のわたり温泉鳥の海運営委員会委員の項を削るというものでございます。

説明については以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 指定管理という観点から質問させていただきます。ちょっと過去の記事になります、河北新報です。2013年12月4日に掲載された記事です。わたり温泉を民間譲渡し再開も、町が負債一括償還方針、これは当時の地方債の残額を一括償還するというふうな記事の中身です。その中に、民間に譲渡しての再開も視野に入れ、リスクを軽減して参入を促すと。そのほかに町商工観光課の担当者は、施設周辺はまだ復興途上であると。借金がない状態であれば、3つの選択肢があるというふうに書いてあります。1つ目は直営の継続、2つ目が専門のノウハウを持った民間への委託、3つ目が譲渡というふうに町職員の担当課長が話されております。この話の内容から言えば、直営は町長が言うように、断念したと。そうした場合民間の委託や譲渡というふうな2つの選択肢があるわけですが、どうして譲渡の選択肢がなかったのか、その辺の経緯を説明願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。この施設につきましては、私自身としては被災した3県の中で今現在営業しているのがここだけだと思います。あとのところは震災遺構、例えば南三陸の庁舎にしても長浜小学校にしても、震災遺構ということになると思うんですけども、そういう意味では私はよみがえった遺構

といますか、これで売り出していきたいなど。これが亙理の復興の1つのシンボルといますか、あの地域において危険区域に指定したところですがけれども、漁業のほうも復活しましたし、また商業者の方々も一生懸命今やっているわけですから、しかも現在1つの大きな目標になっている交流人口の増大という中で、1つ拠点にしていきたいということでございます。

その際、譲渡ということになりますと、あくまで本当に民間だけのその企業の1人の考え方になると、やっぱりあそこは亙理町の交流人口の拠点という位置づけからすれば当然町も関与した、運営のほうは入浴だけやっけてもごらんとおり手一杯でございます。あれに従来やっていた宿泊なり、あるいはまたレストランなり、あるいはまた宴会なりといったいろんな機能をしますと、これはなかなか町の直接経営ではこれはなかなかたちいかないという判断の中で、一応運営については民間に任せると。当面の間は町の持ち物として持続したいと、そういう考え方でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） ある程度は相手先は決まっていますけれども、その交渉の中で、委託1本で交渉したのか。譲渡という話は一切出さなかったのか、その辺を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 譲渡という話は一切出していません。先ほど言ったように考え方としては、あそこは町の、町民の財産として今回の震災から立ち上がった町民の財産として、もしあの状態の中で約9億5,000万円だったですかね、起債残が。本当に今回のあれするためにも5億7,000万円ぐらいかかっているわけですから、もしあのまま大林さんの、あれは宿泊代というよりもむしろ私は寄附だと判断しているんですけれども。あれがどういう判断だったかなということなんですけれども、せっかくそういったいろんな方々の応援によってここまで来たわけですから、これは町の財産としてあそこは持っていきたいと。譲渡という話は一切しておりません。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） それと指定制度に導入すれば、多分3年ごとに契約するというふうになると思います。また、逆に途中で契約時点でやはり今後の先行きの見通しが

つかないということで、継続がなされない可能性もあります。そうなれば町へのリスクが当然負担かかるというふうになったことを考えた場合に、確かに町長の思いもあると思うんですけれども、譲渡というのも町からすればリスクが軽減される、選択肢の1つだったのではないかと私は思うんです。その辺の判断は町長の今の思いだったと思うんですけれども、やはり譲渡というのも選択肢の1つに入れて将来に向けた町のリスクを軽減できる考え方かなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。私としてはできればあれはもともと民間、民設民営が一番理想でございます。ただ、残念ながら民間でやる場所がないということで、保養センターであり、そしてまたその後に鳥の海温泉という形になったというふうに私は理解しています。本来であれば、民間の方々が民設民営、これは一番理想でございます。ですから、そういう観点からすれば、ただ今の場合には経営が非常に見えません。これは大ベテランの経営者でもわからないはずで、今回やってみて初めて1つの経営の状況というのは出てくると思います。私自身は何とかいくかなという1つの確信は持っているんですが、これははっきりとした数字として出すのは非常に困難であると思いますし、むしろ難しいと思います。そういう面では流れの中では先ほど議員さんもおっしゃったように、譲渡というのも選択肢の1つでございます。これは、今後の流れの中で判断すべきじゃないかなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 議案書の7ページの第9条の4項ですか。公益上やむを得ない理由が生じたときと、そしてその下に2のその責を、管理者は責めを負わないというような条項入っているけれども、これは何を意味するのかということですね。公益上やむを得ない理由というのとは何なのか。それが生じた場合、その管理者はその責めを負わないというのは、どういうことになるのか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 第4号の公益上やむを得ない理由というのは、次の第2項のほうに括弧でございます。前項の規定第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限るというふうにしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 例えば、施設の中で事故が起きた、それは災害ではない。その原因が施設の瑕疵なのか、運営者側の失態なのか、その辺についての自己の責任、多分あの施設でも以前に亡くなられた方が 1 人、2 人ぐらいいたと思います。多分町長はそのとき総支配人だからわかっていると思いますけれども、浴槽の中で亡くなると、心停止、心肺停止の状態になって救急車で搬送しなければならないというふうな状況になると。そのときもしあのエレベーターでストレッチャーを使って緊急搬送していれば、助かったかもわからない。それができなくて上からはしご車で落としてきて時間が過ぎて搬送した結果、あの状態で亡くなられたと、そういう話を聞いております。そういうどちらが瑕疵になるかわからないです。その人がどういう状態でお風呂に入ったかもわからないし、時間的な余裕もあるし。そういうときの責任が指定管理者のほうにあるのか、設置者のほうにあるのか、そういう場合この条例の中でどういうところに出てくるのか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それらの瑕疵についての責任については、条例上は出ておりませんが、基本協定を今後指定管理者と結ぶようになります。そちらのほうでこま各条項に基づいて取り決めてまいります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 条例じゃないけれども、協定の中で結ぶ。協定の中身はどのような形になるの。瑕疵について。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 協定の中身につきましては、今現在指定管理者のほうと詰めている状況でございます、具体的にはまだ決定しておりません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑は、終わり。3 回終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結について（平成27年度鳥の海公園敷地造成（その2）工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第3号 工事請負契約の締結について（平成27年度鳥の海公園敷地造成（その2）工事（繰越））の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） では、議案第3号 工事請負契約の締結について説明を申し上げますので、議案書の11ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするものであります。この工事名につきましては、平成27年度鳥の海公園敷地造成（その2）工事（繰越）でございます。

請負金額につきましては、8,618万4,000円でございます。これについては、落札率にいたしますと76.95%でございます。

契約の相手方でございますが、株式会社芦名組、亘理町逢隈神宮寺字一郷35番地でございます。

では、概要について説明申し上げますので、次のページ12ページをお開き願いたいと思います。

入札年月日でございますが、これは平成29年1月6日でございます。

入札の方法であります。条件付き一般競争入札でございます。この条件の主なものについては、1つは宮城県内に本店または支店、営業所を有する事業者でございます。あともう一つは土木一式工事におきまして、総合評定値が700点以上のものということの条件をつけております。

それで、3番目の入札の参加業者でございますが、株式会社センショウ・テック、株式会社芦名組、株式会社宮城林産、株式会社阿部工務店、株式会社曲小倉工務店宮城支店、千石建設株式会社の6者でございます。

入札の回数につきましては、1回でございます。

工事場所につきましては、亘理町荒浜字横山地内でございます、次のページに位置図を添付してございます。

工事の内容でございますが、公園の敷地造成工事ということで、面積にしまして5万9,360平米、この盛り土の平均厚であります、厚さにして45センチでございます。盛り土材料の積み込み工が2万6,800立米、盛り土材の運搬も同じく2万6,800立米でございます、基盤の盛り土工といたしまして2万6,800立米の工事内容でございます。

次のページの13ページ、14ページには、その工事の箇所あるいは平面図、あるいは14ページには標準の断面図等を添付しておりますので、参照にしてくださいと思います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回落札率が76.95%とこういうことでございますけれども、今まで工事物件に関しては、ほとんどが90%以上だったんですね。なぜ急にこのような約77%台ですけれども、なぜこのようになったのか、この件について伺います。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） 結果については、これは入札された金額で最終的な予定価格を下回った場合にされるということでございますので、その要因については、ただこの場合6者が応札しております。しかし、ほかの現在行っているいわゆる入札の結果を見ますと、辞退者が多くて2者、あるいは3者、1者の場合もございます。それらについては競争する業者さんが少ないのと、1つは公共施設というようなことからいきますと、少ないとどうしてもこう

いうふうな率が高くて、多くなりますと競争する心理が働いてきているのかなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 理由は大体そうかなと私も考えておりました。ただ、今まで余りにも率が高かった中にこのように急に下がるというのは、何かおかしいんじゃないかという、そういうふうなことを思ったわけで、今質問させていただきました。

それから、もう一つ、今回JVは組んでおりませんが、今後JVを組むとかそういった工事というのはあるんですか。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） 今までやってきた復興JVの考え方につきましては、復興事業の進捗も大分進んでいるというような観点から、今回の入札からは考えておらないということでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） この工事について諸般の事情で工期がずれ込んでいるというのは理解できますが、1月26日から3月31日までの非常にタイトな工期なわけでありませう。それで、今後降雪も予想されるし、あと割山からの搬出、そして5万9,360平方メートルの盛り土厚が45センチという事業量で、1日当たりのダンプの搬出台数はどれくらいになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 1日当たりのダンプの搬出回数でございますけれども、1日最大で15台で9往復というふうな考えは持っております。それで、12月議会で専決いただいた前の盛り土工事についても実績とか申し上げますと、大体マックスのときで15台で9往復というふうな状況になっておりまして、平均的には1日10台ぐらいなのかなとは思っていますが、やはり工事の進捗状況とか、天候の関係でそれぐらい運べない場合もありますが一応今のところ、基本的には最大で1日15台で9往復と考えております。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、15台の9往復、130台というふうなマックスの台数になるかと思いますが、当然運行経路も時間的な制約が出てこようかと思いません。中島スタンドのところを直進するんですか、それともぐるっと回っていくと

いうふうな、あそこ交通渋滞で非常に一般質問なんかもあることがありますので、その辺教えてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 運搬ルートにつきましては、町で所有する割山の砂利採取場から、県道になりますが主要地方道の亘理大河原川崎線、そして塩釜亘理線を経由しまして、議員おっしゃる中島スタンドのところから町道の鳥屋崎3丁目線に入って、そのまま鳥屋崎3丁目線が漁具倉庫のところまでちょっと鳥屋崎3丁目線ということで位置づけていただいております。漁具倉庫の少し東のほうから現場のほうに入っていくというふうなルートで、帰りについても同じルートを使うという形になります。現在荒浜大通線とか、荒浜1車線が開通しておりませんので、ルートの的にはその場所を通る形になりますが、実際に交通渋滞が起こらないように、その辺についても今後業者とよく打ち合わせをして実施したいと思えます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 最後ですけれども、入札参加業者の株式会社センショウ・テックと株式会社曲小の所在地を教えてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この町外の入札参加業者ということでございますけれども、株式会社センショウ・テックにつきましては、東松島の業者でございます。それから株式会社曲小 小倉工務店宮城支店については、仙台市青葉区折立に事務所があるというふうな登録となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について（平成28年度（復交）荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第4号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） では、議案第4号についてご説明申し上げますので、議案書の15ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするものであります。

工事名についてであります、平成28年度（復交）荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事でございます。

請負金額につきましては、2億9,268万円でございます。これらについての落札率は95.03%でございます。

契約の相手方ではありますが、株式会社阿部工務店、亘理町荒浜字水神62番地でございます。

内容につきましては16ページでの説明をいたしたいと思いますので、16ページをお開き願いたいと思います。

入札年月日でございますが、平成29年1月6日でございます。

入札の方法は、条件付き一般競争入札でございます。この条件につきましては、3つほど主なものがございまして、1つは宮城県内に本店または支店、営業所を有する事業者でございます。さらには土木工事一式で特定建設業の許可を受けている者となります。2つ目は経営審査での総合評定値が700点以上、あともう一つが平成13年度以降におきまして、漁港漁業関係工事を元請として施工した実績を有する事業者ということの条件をつけております。

入札の参加業者でございますが、株式会社阿部工務店、千石建設株式会社の2者でございます。

入札回数は、1回でございます。

工事場所につきましては、亘理町荒浜字隈崎地内外でございまして、もとのフィッシャリーナの場所でございます。

工事内容でございますが、荒浜漁港フィッシャリーナの復旧工事一式でございまして、1つは撤去工、これは既設の鋼管ぐいの撤去でございます。あと、しゅんせつ・床堀工が一式でございます。あと、防波突堤・波除堤工基礎捨石が延長260.6メートルでございます。浮き栈橋工であります、主栈橋Aの幅2メートルが49.5メートル、主栈橋Bの幅2メートルが46.8メートル、主栈橋Cの幅2メートルが34.4メートルでございます。さらに、補助栈橋といたしまして8メートル級が18基、10メートル級が4基、12メートル級が2基、14メートル級が1基、16メートル級が1基、18メートル級が1基でございます。さらには、連絡橋といたしまして、幅1.2メートルの延長12メートルが3基でございます。あと係留ぐいがありますが、これは鋼管ぐいの400ミリで延長にしまして13.0メートルが17本でございます。

次のページでございますが、給水設備工（ポリエチレン管25ミリ）が一式でございます。さらには、フェンスのゲート工ということで、転落防止柵の高さ1.1メートルが166メートルでございます。その中には門扉が高さ1.8メートルで幅2.8メートルが3カ所、高さ1.8メートルで幅4メートルが1カ所でございます。電気設備工につきましては一式でございます。これらについては、引込柱あるいは照明灯、保守用コンセントでございます。

工期につきましては、平成29年1月26日から平成29年3月31日まででございます。

18ページ以降から20ページまでにつきましては、位置図、あるいは浮き栈橋等の全体の平面図とあわせまして、浮き栈橋の配置図等を添付しておりますので、参照願いたいと思います。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回入札参加業者が2者ということでございますけれども、この2者というのは非常に何か少ないなと思ったんですけれども、参加しておりた方とか、そういった方いらっしゃったのかどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） これはあくまでも条件付き一般競争入札でございますので、条件が3つほどあったわけですね。宮城県内に本支店あるという、あるいは経営審査700点以上のほかに、13年度以降にという、漁港漁業関係工事を元請でやった実績のあるというような条件がついておりますので、その実績がなかった業者さんは応札することができないわけですね。参加することができないということで、この工事に応札というか、参加表明したのが2者だけだったということでございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 例えば県内業者周知したと思います。このようなことがあるということでしたと思いますけれども、これはどういう方法で流されたのか伺います。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） この工事につきましては、先ほど申しましたように一般競争入札でございますので、指名ではございません。ですから、この工事にはこういうことであるんですけれども、参加しませんかということでの公告ですから、それに対して参加しますよという意思表示をしたのが2者だけだったということです。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 1点だけ質問させていただきます。設備関係、給水等の設備関係なんですけれども、こちらの数というものは利用される方々のニーズに応じた数になっているのかどうかという点、確認させていただきます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） お答えしたいと思います。設備関係でございますが、まずもって水道ですね、蛇口、水洗等につきましては浮き栈橋の3カ所となるんですけれども、そこに道路からおりるところに各1カ所つく設計となっております。あとまた、電気関係もコンセント類ですね、そういったことについてもその箇所につくということになってございます。ただ、今後利用される方のご意見を頂戴

いたしまして、利用される方のいいようにつくり上げていきたいと思っておりますので、検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第5号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） では、議案第5号につきましてご説明申し上げますので、議案書の21ページをお開き願いたいと思っております。

議案第5号 工事請負変更契約の締結について。

平成28年9月8日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名であります。平成28年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事でございます。

請負金額ですが、変更後の金額が2億9,177万8,200円でございます。変更前の金額は4億6,440万円でございます。減額で1億7,262万1,800円でございます。

契約の相手方が亙理町逢隈高屋字中原39番地1、太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この主な変更の理由でございますが、この工事は橋本堀添線に道路の新設を行う工事でありますけれども、隣接して圃場整備事業の吉田東部2期の工事が施工されている工事場所ございまして、県営の圃場整備との施工調整の結果、橋本堀添線を横断するパイプラインがあるわけでありまして、このパイプラインが先行して着手しているということでございまして、橋本堀添線の路台の盛り土完了後にそのパイプラインを施工するという工程となりました結果、パイプラインの施工期間中は運搬路としてこの橋本堀添線が通行できないという状況になったわけでありまして、この道路整備が中断してしまうことになるわけでありまして、その期間中に施工する予定であった工事範囲のうち、路床盛り土工、路体盛り土工の一部とあわせて種子散布工とありますけれども、これを減工するものでございます。路床盛り土工につきましては、1万6,000立米から1万5,860立米を減じまして140立米とするものでございます。路体盛り土工でございますが、これにつきましては8万6,800立米から6万8,200立米ということで1万8,600立米の減でございます。あと、種子散布工であります。これについては1万6,140平米から全部の数字を減じております。あと盛り土材の運搬でございますが、11万4,200立米から7万5,900立米ということで3万8,300立米を減じたところでございます。その結果1億7,262万1,800円の減が生じるということでございます。

この内容でありますけれども、先ほど資料の中身をもう既に話をしたわけでありまして、工期については変更前と同じで3月24日でございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 平成28年度亙理町一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第6号 平成28年度亙理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） では、議案第6号を説明申し上げますので、平成28年度亙理町一般会計補正予算書（第5号）をご用意いただきたいと思っております。

1 ページ目をお開き願いたいと思っております。

議案第6号 平成28年度亙理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,940万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億9,853万4,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、予算書の11ページをお開き願いたいと思っております。

7款1項3目の観光費といたしまして8,259万8,000円の追加補正でございますけれども、これは12ページの説明欄にございますように、わたり温泉島の海の運営委託に先立ちまして、現施設の改修やグランピングエリアの整備などが必要であることから、その財源として8,259万8,000円の繰り出しを行うものでございます。

10款教育費につきましては、現在島の海公園陸上競技場を災害復旧工事業で整備中ではありますが、この陸上競技場内のサッカー場を公益財団法人日本サッカー協会等の助成金を活用して、人工芝グラウンドとして整備を進めていく予

定であります。しかしながら、周辺の復興事業などとの調整によりまして、当初の計画におくれが生じておることから、今年度内の工事が見込めなくなったことから、2カ年での事業を実施するものとしたしまして、工事請負費1億200万円の減額補正を行うとともに、平成29年度の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開き願いたいと思います。

17款1項1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として591万8,000円を減額補正するもののほか、1項9目の観光施設整備基金繰入金につきましては、わたり温泉鳥の海の特別会計におきまして実施する観光施設整備事業の財源として6,951万6,000円を追加補正するものでございます。

19款の諸収入につきましては、歳出で説明いたしましたとおり、鳥の海公園の陸上競技場内のサッカー場整備事業の減額に伴いまして、公益財団法人日本サッカー協会等及び独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金合わせまして8,300万円を減額補正するものでございます。

最後に、4ページをお開き願いたいと思います。

第2表の債務負担行為補正でございます。今回は債務負担行為の追加ということで、1つは逢隈児童館管理運営業務委託につきまして、平成29年度から3カ年で事業実施する必要があることから、平成29年度から平成31年度における限度額を1億1,850万円に設定するものでありまして、2つ目は鳥の海公園陸上競技場内サッカー場整備事業につきまして、歳出で説明いたしましたとおり、平成29年度までの2カ年で実施する必要性があることから、平成29年度における限度額を1億200万円と設定するものであります。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 10ページの繰入金です。観光施設整備基金繰入金についてお伺いいたします。27年度末の残高は1億1,094万円になっていると思います。そこから今回約7,000万円ほど繰り出すわけですけれども、私の記憶ですとここ数年以上

この基金から繰り入れた記憶はない、多分初めてなのかなとも思います。この財源は主に入湯税になると私は理解しております。そこで、この亘理町観光施設整備基金条例の中に、この基金をどういうものに使っていいのか、そういうふうなのがどこに明記されているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） ただいまの議員の質問にお答えいたします。

亘理町観光施設整備基金につきましては、観光施設の整備充実を図るため、平成15年に設置した基金でございます。今回は新たに整備をする施設に対して基金の繰り入れをするというものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） そうすると、今回7,000万円を繰り入れますから約4,000万円ほど残りますが、今後鳥の海周辺の観光にのみ、観光の施設の整備のみに使うというふうな考えですか。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） 議員のおっしゃるとおり、観光の施設の整備ということで、こちらの基金については活用していくという予定でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 観光全般には使えるのはわかるんですけども、鳥の海温泉周辺の観光のみの事業に使うのかどうか、お聞きします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） あくまでも町全体の観光施設の整備ということで、温泉に特化したものではございません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 平成28年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成28年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第7号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。別冊の平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算書（第3号）をご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,919万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,205万2,000円とする。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるというものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費につきましては、12ページの説明欄にございますわたり温泉島の海運営費におきまして、消耗品費や燃料光熱水費などに不足が生じる見込みであることから、268万7,000円を追加補正するものでございます。また、わたり温泉島の海管理費につきましては、本町の観光交流拠点施設であるわたり温泉島の海管理運営を指定管理者に委託するに当たり、施設の改修工事や機械等の修理、さらにはWi-Fi設備設置工事などが必要となったため、あわせて1,578万2,000円を追加補正するとともに、沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業費として、施設改修に伴う実施設計業務委託料や工事請負費など合わせて1億5,772万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、2款基金積立費につきましては、14ページの説明欄にございますわたり温泉鳥の海運営に対する寄附金といたしまして、1件300万円の申し込みがございましたことから、わたり温泉鳥の海運営基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

3款寄附金につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、一般寄付金といたしましてアサヒグループホールディングス株式会社様より300万円の寄附申し込みがあったことから、追加補正するものでございます。なお、アサヒグループホールディングス株式会社様におきましては、今回で5年続けて寄附を頂戴することとなり、この場をおかりいたしまして衷心より御礼を申し上げます。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、8,259万8,000円を追加補正するものでございます。

7款県支出金につきましては、歳出における施設改修等に対する県からの沿岸部交流人口モデル施設整備事業補助金として、9,359万3,000円を追加補正するものでございます。

最後に4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費についてでございますが、歳出でご説明いたしましたわたり温泉鳥の海施設改修などに係る3つの事業について、年度内に完了することが難しいことから総額1億7,350万4,000円を平成29年度に繰り越すための限度額設定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 12ページでございます。1款1項1目15節の工事請負費のグランピングゾーンの整備工事でございます。これは、指定管理者委託するに当たり、新たに出てきたものでございます。グランピングエリア、説明ですと周辺整備と調和を考慮しながら整備をするというふうにあります。どのように整備をしていくのか、まずお聞きをいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） グランピングといいますのは、前にもご説明申し上げましたけれども、グラマラスキャンプというものの略でございます。豪華なキャンプと

申しますか、何も持たずにキャンプができる、バーベキューができるとかそういったものでございます。整備につきましては温泉の東側の公園内に、まずあそこにウッドデッキ等の下地を用意しまして、その上にテントを張って、その中でキャンプができると。キャンプといいましても、普通のシュラフとかそういうのに寝るのではなくて、中にもうベッドとかそういった家具も用意されるような豪華な施設になるかと提案ではいただいております。その数につきましては、今後指定管理者先といろいろ検討しながら決定したいとは思いますが、何棟かあちらにテントが立てられるという予定になっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） グランピング、今言われましたように豪華で快適な空間、そして自然を満喫できるというふうなことでグランピングというふうなことを言われているわけでございますけれども、このウッドデッキを整備をして、そこにテント、ベッドを整備する。この東側といいますと、わたり温泉を中心にして東側と申しますと、スポーツパークエリアというふうに位置づけされているわけですね。そのスポーツパークエリアのところにするのか、あと何平米整備する面積ですね。その辺お願いをいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 東側ですので、スポーツパークエリアの手前ですね、温泉のすぐ東側になりますので、公園のエリアになる予定でございます。スポーツパークはその北側になりますので。温泉のすぐ東側、公園のエリアに設置される予定でございます。面積につきましては、1,600平米だったと思っておりますけれども。申しわけございません、ちょっと正確な数字は申し上げられないです。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 最後になりますけれども、温泉施設に来てじゃなくて、直接そこをキャンピングも可能なんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 直接部屋に泊まらないお客様で、グランピングのほうだけ利用されるという、それは運営側のいろんなプランがございますので、そちらの利用になるかと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。議案書の26ページ、新旧対照表のほうは6ページになりますので、お開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

平成28年12月28日、亶理町職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めます。

次のページが専決処分書になります。地方公務員の子育休等に関する法律及び子育休、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に公布され、子育休の対象となる子の範囲の拡大、非常勤職員の子育休取得に係る要件の緩和などの改正が行われたことに伴いまして、亶理町職員の子育休等に関する条例の一部を改正する必要が生

じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

専決処分は平成28年12月28日でございます。

改正内容でございますが、ただいま専決処分書にもありましたけれども、育児休業の対象となる子の範囲の拡大、それから非常勤職員の育児休業取得に係る要件の緩和でございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。6ページのほうでございます。

まず、第2条の第4号でございますが、カタカナのアの（イ）の改正につきましては、非常勤職員の育児休業取得に係る要件の緩和でございます。養育する子供の年齢要件を1歳から1歳6カ月に改正するものでございます。

6ページ、下段のほうの第4号のイにつきましては、次に1条を追加することでの条ずれでございます。

続いて7ページ、中段、第2条の2につきましては、新たに加えるもので、法律改正に伴い育児休業の対象となる子として、条例で定めるものとして要保護児童や児童相談所から送致を受けた子供を里親として養育している職員の子も対象として加えるものでございます。その下の第2条の3、それから9ページの第2条の4につきましては、新たに条が追加されたことによる条ずれでございます。

続いて、9ページの第3条の関係になりますが、こちらの改正につきましては、第3条では育児休業は原則1回であります。既に育児休業をしたことのある子供について、再度休業の承認を得ることができる例外規定を定めています。今回の改正では、これまでの下の子の出産に伴い取り消された後、下の子が死亡した場合などについての内容に加えまして、第2号イとして、下の子の育児休業が承認され、上の子の承認が取り消された後に下の子と法律上の親子関係が解消された場合等は、上の子の育児休業が再度承認できるとするものでございます。第3号から第8号の改正につきましては、新たな号の追加による号ずれでございます。

次に、10ページ、第10条につきましては、育児短時間勤務についての例外規定がありますが、第3条の改正と同じく法律上の親子関係が開示された場合に、再度承認できるものとするものでございます。

11ページの第18条、部分休業の承認についての改正につきましては、12月定例会で職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案し、可決いただきましたが、介護時間を1日につき2時間を超えない範囲で取得できるという新たな項目が設けられまして、これまでの育児部分休業でも2時間を超える範囲を定めていることから、介護時間の承認を受けている職員については、2時間から介護時間の時間を減じた残りの時間を超えない範囲で部分休業の時間とするものでございます。第3項については非常勤職員についての規定で、同様に介護時間等を2時間から減じた時間の範囲内でとれるとするものでございます。

最後に、施行期日等ではありますが、議案書のほうの30ページにお戻りいただきまして、施行期日は平成29年1月1日から施行するものでございます。なお、経過措置として児童福祉法の改正が平成29年4月1日となるため、3月までは現行法律の規定条文を引用する経過措置を設けてございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしとします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第13 議発第2号 宮城県の子どもの医療費助成制度拡充を求める
意見書

議長（佐藤 實君） 日程第13、議発第2号 宮城県の子どもの医療費助成制度拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。高野 進議員登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6 番 （高野 進君） 教育福祉常任委員会から意見書の提出をいたします。

まず、本日冒頭、陳情審査報告をいたしました。それに基づいての意見書提出になります。意見書をそのまま読み上げての提案といたします。

議発第2号

平成29年1月25日

亙理町議会

議長 佐藤 實 殿

提出者 亙理町議会議員 高野 進

賛成者 亙理町議会議員 小野 典子

宮城県の子どもの医療費助成制度拡充を求める意見書

以上、議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

読み上げます。

宮城県の子どもの医療費助成制度拡充を求める意見書

平成28年6月15日から行われた第356回宮城県議会において、村井知事が乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を就学前まで拡充する方針を明らかにした。しかし、中学3年生までの拡充を望む市町村の要望に照らして、県が助成年齢を就学前まで引き上げるにとどまるとすれば、余りにも拡充幅が少ないと言わざるを得ない。

大震災後、市町村では子育て支援が大変重視され、近隣自治体と歩調を合わせ、一貫して拡充を推し進めてきた。このたびの県の拡充方針を受け、5市町が拡充を決め、ほかに16市町も県の正式決定を待って対応を決める見込みだが、県の拡充幅が小さいため市町村の財政負担は期待したより軽減されない。県内市町村の乳幼児または子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子供を安心して産み育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災からの復旧・復興を目指すに当たり、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による乳幼児医療費助成制度の助成年齢を中学3年生まで拡充されること、所得制限を緩和または撤廃されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月25日

宮城県知事殿

宮城県亶理町議会

以上で意見書の提出内容を読みましたが付言いたします。まず、亶理町では現在乳幼児の医療費関係は中学3年生まで、半分ですけれども負担しております。それによって、この意見書が通れば、亶理町の負担は約4,000万円軽減されるというふうになります。また、所得制限でございますけれども、県の基準は340万円、既に亶理町では622万円までに拡充されております。以上報告しておきます。終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議発第2号 宮城県の子どもの医療費助成制度拡充を求める意見書の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 宮城県の子どもの医療費助成制度拡充を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成29年1月第8回亶理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時56分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 高 行

署 名 議 員 渡 邊 重 益